

会議名称	令和7年度第4回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録（要約版）	
日時	令和8年3月23日（月） 14時00分から16時45分まで	
場所	杉並区役所 第3・4委員会室（中棟5階）	
出席者	委員	佐藤慶浩会長、内田正人委員、内山誠委員、恵羅明子委員、大村綾香委員、菊池弘泰委員、橋本剛委員、堀裕一委員、奥山たえこ委員、小林ゆみ委員、堀部やすし委員、矢口やすゆき委員、安田マリ委員、山田耕平委員、浅見雄輔委員、福内恵子委員
	実施機関	井伊区民課長、松尾教育人事・指導課長
	事務局	藤山区政イノベーション担当部長、石河内情報管理課長、眞鍋情報システム担当課長
傍聴者	0名	
配布資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 令和7年度第3回杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録（案） ・資料2 令和7年度第4回杉並区情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問事項 ・資料3 住民基本台帳ネットワークシステム等・情報提供ネットワークシステム運用監視部会報告事項 ・参考資料（杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表）
	当日	<ul style="list-style-type: none"> ・会議次第 ・答申文（案）
会議次第	<p>【会議内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 令和7年度第3回審議会 会議録の確定について…資料1 3 令和7年度第4回審議会 報告・諮問事項について…資料2 4 住民基本台帳ネットワークシステム等・情報提供ネットワークシステム運用監視部会報告事項…資料3 5 一般報告…資料2 6 その他 7 閉会 	

報告・諮問事項審議結果一覧

報告第 8 号	個人情報の保護に関する法律第66条第 1 項の規定に基づき講ずる措置の取組状況について	報告了承
諮問第 1 号	住民基本台帳ネットワークシステム等業務のセキュリティ評価の実施について	決定
諮問第 2 号	情報提供ネットワークシステム業務のセキュリティ評価の実施について	決定
一般報告	書面揭示規制の見直しについて	報告了承
一般報告	メール送信時の宛先誤設定について	報告了承

主 要 な
発 言 等

【次第 2】

- ・令和 7 年度第 3 回会議録が確定した。

【次第 3】

○ 報告第 8 号「個人情報の保護に関する法律第 66 条第 1 項の規定に基づき講ずる措置の取組状況について」

(質問)

・セキュリティ部会の報告 39 (二十歳のつどいに関する業務)

- 集合写真撮影時の対応、撮影した写真データの加工及び共有について

・セキュリティ部会の報告 42 (新高円寺地下自転車駐車場外 5 箇所の指定管理)

- 指定管理者の口座情報の取扱いについて

・セキュリティ部会の報告 45 (教職員人事に関する業務)

- 記録項目「刑罰の有無」及び「団体加入状況」の具体的内容について

・セキュリティ部会の報告 46 (障害児の中学生以降の放課後等体験活動事業に関する業務)

- 記録項目に対象者を明記することについて

・セキュリティ部会の報告 47 (保育に関する業務ほか 3 業務)

- システムに個人情報を入力する際の個人情報の取扱いの委託について
- 指導検査業務システムの概要について

・セキュリティ部会の報告 50 (児童虐待の予防と解決のための調整に関する業務)

- 記録項目の記載方法について

・セキュリティ部会の報告 51 (児童虐待の予防と解決のための調整に関する業務)

- 記録項目「家庭の状況」が読み込む個人情報について

・セキュリティ部会の報告 54 (戸籍に関する業務、戸籍の附票に関する業務)

- 標準準拠システムの概要について

(意見)

・セキュリティ部会の報告 46 (障害児の中学生以降の放課後等体験活動事業に関する業務)

- 保有する記録項目に「口座情報」とあるが、情報の取得の範囲を明確にするという意味で、誰の「口座情報」かを記載したほうが良いのではないか。

・セキュリティ部会の報告 47 (保育に関する業務ほか3業務)

- 指導検査業務システムについては、都に委託をしていると考えるのが妥当ではないか。

【次第4】

- 諮問第1号「住民基本台帳ネットワークシステム等業務のセキュリティ評価の実施について」

- 諮問第2号「情報提供ネットワークシステム業務のセキュリティ評価の実施について」

(質問)

- 業務上必要のない本人確認情報の検索・抽出を行っていないことの確認方法について

【次第5】

- 一般報告「書面揭示規制の見直しについて」

(質問)

- 電子揭示場で掲載する個人情報を含む文書について

- 一般報告「メール送信時の宛先誤設定について」

(質問)

- 個人情報保護委員会への報告について
 本人を特定できるメールアドレスの件数について
 漏えいしたメールアドレスの削除に関する進捗状況について
 本件の区ホームページでの公表について

(意見)

- 削除依頼の連絡が取れていない方々について、連絡手段がないのであれば、最終報告から除外するとして、電話番号が分かっているのであれば架電する、住所が分かっているのであれば郵送、訪問することが区としてできる対応だと考える。
 メールアドレスの削除依頼について、受け取った方々は事故の隠蔽をしようと思ひ、削除依頼をしていると思うこともあるので、発生した事故は既に公表済みであり、事

	故を隠蔽する目的で削除を依頼しているわけではないことを丁寧に説明するべきである。
--	--